



医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入の取り扱いについて

健康保険に加入されているご家族様へのお知らせです。
期間が再延長されました。

現在、特例措置として、**医療職の方が**新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、**収入確認の際、年間収入に算定していません**。詳細は下記参照下さい。

記

1. 特例措置の対象者および対象となる収入

(1) 対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職の方（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士）

(2) 対象となる収入

2021年(令和3年)4月から**2024年(令和6年)3月末までの期間**において、**新型コロナウイルスワクチン接種業務により得た収入**

2. 特例措置に伴う対応

対象者の方で、被扶養者に関する届出を行う場合は、次の(1)および(2)について、ご注意ください。

(1)【これから扶養申請される方】

- ① 認定対象者の「収入（年収）」欄に記載する今後1年間の年間収入見込額は、ワクチン接種業務による収入見込額を除いた金額を記載してください。
- ② 届出に当たって「添付する収入額が確認できる書類（給与明細等）」に、ワクチン接種業務による収入額が含まれている場合には、「**新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書**」（以下：申立書）を追加でご用意ください。

(2)【既に扶養に加入されている方】

現在、被扶養者となっている方であって、新型コロナウイルスワクチン接種業務により収入が増え、年間収入130万円（60歳以上は180万円）を超える見込みであっても当該業務により得た収入を除いた額により引き続き被扶養者に該当するため、扶養継続を希望する場合には**収入額が確認できる書類（給与明細等）と「申立書」**をご用意いただき健康保険組合または事業所人事担当までご提出ください。

● **新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A**については、**こちら**（令和5年3月31日 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）

● **新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書は、こちら**（令和3年6月4日 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）